

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 6 月 29 日

尼崎市長 殿

提出者

住所 尼崎市立花町4丁目3番18号

氏名 医療法人尼崎厚生会立花病院
院長 寺田 雅己

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6438-3761

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人尼崎厚生会立花病院
--------	---------------

事業場の所在地	尼崎市立花町4丁目3番18号
---------	----------------

計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
------	--------------------

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	8311 一般病院
--------	-----------

②事業の規模	272床
--------	------

③従業員数	260人
-------	------

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	病院→収集運搬許可業者→中間処理許可業者→最終処分許可業者
---------------------	-------------------------------

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	排出量	120 t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 職員の意識啓蒙 ・ 分別廃棄の徹底 ・ 医療事故防止、感染防止に支障のないように抑制に努めている		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	排出量	100 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 新人職員の研修を含めた職員意識の啓蒙 ・ 分別廃棄の徹底と継続 ・ 今後も継続して医療事故防止、感染防止に支障のないよう抑制に努めていく		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 感染性（小型、鋭利なもの、固形状可燃物、液状泥状） ・ 非感染性（プラスチック、紙おむつ）
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 分別をさらに徹底し継続させる

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 該当なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 該当なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
（今後実施する予定の取組） 該当なし			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	全処理委託量	120 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	120 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 優良認定業者に委託済		

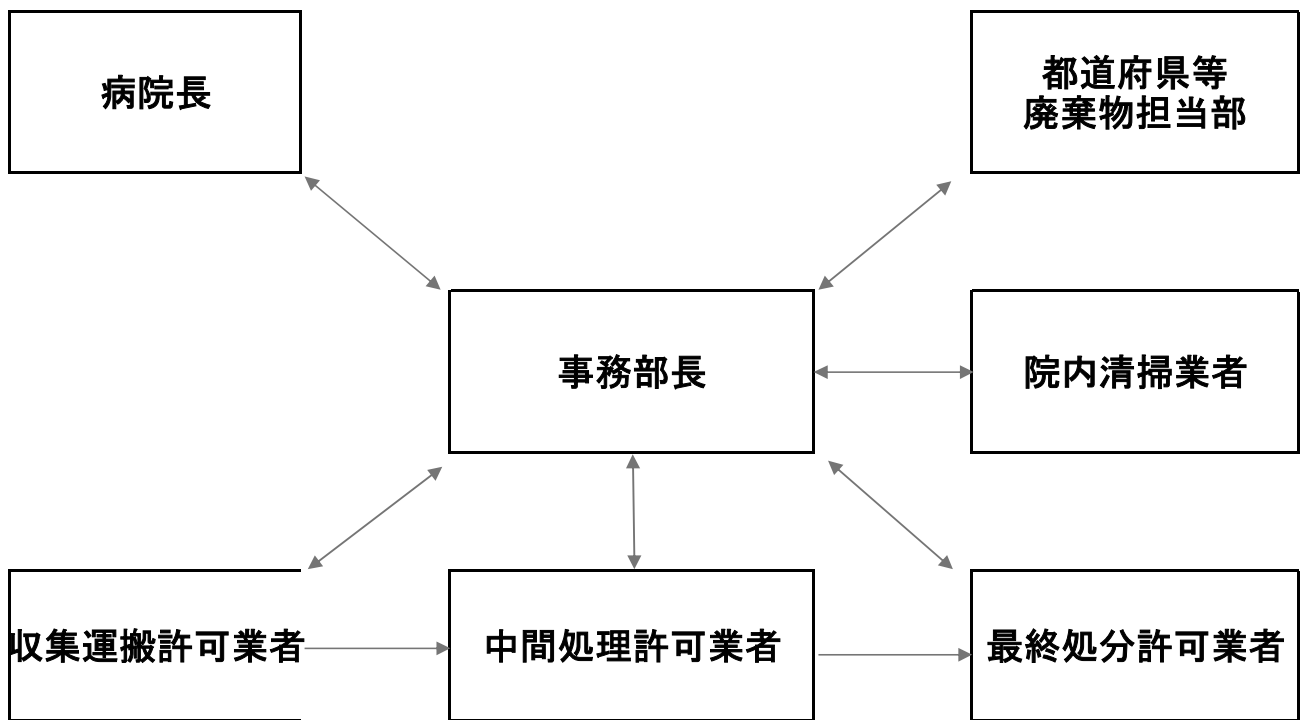
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	全処理委託量	100 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	100 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き優良認定業者に委託		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 6年度実績）】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	120	t
	(今後実施する予定の取組) 電子マニフェストに加入済		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

(別添)管理体制図



(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 9日

尼崎市長 殿

提出者

住所 兵庫県尼崎市潮江1-12-1

氏名 社会医療法人 中央会 尼崎中央病院
理事長 吉田 純一

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

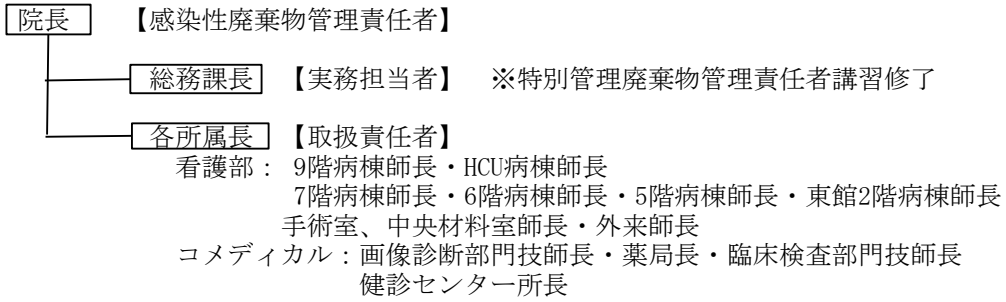
電話番号 06-6499-3045

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	社会医療法人 中央会 尼崎中央病院
事業場の所在地	兵庫県尼崎市潮江1-12-1
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	8311 一般病院
②事業の規模	216 床 (令和7年3月末時点)
③従業員数	600 名 (令和7年3月末時点)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物 (院内保管庫) → 収集運搬委託 → 処理委託 (中間:焼却) → 処理委託 (最終:埋立て)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	7000 引火性廃油
	排出量	153.30 t	0.34 t
	(これまでに実施した取組) ・教育やマニュアルにより処置に使用する材料の無駄遣いをなくす。 ・廃棄物管理表により適正廃棄（分別）を徹底し、感染性廃棄物及び引火性廃油の排出量抑制を行う。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	7000 引火性廃油
	排出量	130.21 t	0.33 t
	(今後実施する予定の取組) ・引き続き、材料の適正使用や適正廃棄（分別）により、感染性廃棄物及び引火性廃油の排出量抑制に努める。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃棄物管理表を掲示し、適正に廃棄（分別）できるようにしている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・今後も継続

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	7000 引火性廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	（これまでに実施した取組） 該当なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	7000 引火性廃油
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	（今後実施する予定の取組） 該当なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	7000 引火性廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	7000 引火性廃油
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
（今後実施する予定の取組） 該当なし			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	7000 引火性廃油
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	7000 引火性廃油
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	7000 引火性廃油
	全処理委託量	153.30 t	0.34 t
	優良認定処理業者への処理委託量	114.20 t	0.34 t
	再生利用業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> 7000引火性廃油については全量優良認定処理業者へ委託済 7300引火性廃油については7月から全量優良認定処理業者へ委託済 		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	7000 引火性廃油
	全処理委託量	130.31 t	0.33 t
	優良認定処理業者への処理委託量	130.31 t	0.33 t
	再生利用業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、7300感染性廃棄物については、全量優良認定処理業者へ委託予定 ・ 引き続き、7000引火性廃油については、全量優良認定処理業者へ委託予定 			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	153.64 t	
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>令和2年3月電子マニフェスト導入済</p>		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2025 年 6 月 10 日

尼崎市長 殿

提出者

住所 尼崎市東難波町5丁目19番16号

氏名 理事長 北浦 奈由

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6482-2922

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人社団智聖会安藤病院
事業場の所在地	尼崎市東難波町5丁目19番16号
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	8311 一般病院
②事業の規模	病床数 153床
③従業員数	180人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>◇鋭利なものを含む感染性廃棄物→専用ペール缶(20L・50L)に廃棄 ◇非鋭利な感染性廃棄物→専用段ボール(40L)に廃棄 ◇感染性廃棄物ではないが紛らわしいもの(医療材料の空袋・空箱・消毒液の空ボトル・バイアルの蓋等)→非感染性廃棄物として透明のビニール袋に入れて廃棄 ※液状の物は含まない</p> <p>●感染性廃棄物【収集運搬】株式会社摂津 【中間処理・最終処分】株式会社大栄環境 ※(株)大栄環境で最終処理出来ない時期は(株)DINS関西へ依頼</p> <p>●非感染性廃棄物【収集運搬】株式会社摂津清運 【中間処理・最終処分】株式会社摂津清運</p>

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

- ・管理責任者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 病院長
- ・特別管理産業廃棄物責任者・・・・・・・・・・・・・・ 経理部長
- ・廃棄物責任者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 各部門責任者
- ・部署担当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 各部署責任者

各部署担当一覧

- ・外来(外来看護師長)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 内視鏡室(放射線科技師長)
- ・OP室(OP室看護師長)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ リハビリテーション科(リハビリテーション科長)
- ・病棟(看護部長)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 放射線科(放射線科技師長)
- ・総務課(事務長)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 歯科(歯科責任者)
- ・薬剤科(薬剤科科長)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 栄養科(栄養科責任者)
- ・検査科(検査科科長)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 感染対策室(感染対策室室長)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	排出量	80.496 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	排出量	48 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・感染性廃棄物の中に一般ごみと非感染性廃棄物を投入しないようにする。 ・納品業者への簡易梱包を呼びかける。 ・責任を持って廃棄物を適切に管理、廃棄する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・鋭利な感染性廃棄物は専用ペール(20L, 50L) 缶へ。 ・非鋭利な感染性廃棄物は専用の段ボール(40L) 箱へ。 ・非感染性廃棄物は透明のビニール袋(中身が目視で確認出来る)に入れて廃棄する。 ※液漏れがないよう十分留意する。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃棄物の書類を明確に表示し、間違いが無いように徹底する。 ・廃棄物の分別に誤りがないように感染対策室と連携をとり院内講習会で職員の周知を図る。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) 特になし			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	全処理委託量	80.496 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	80.496 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1.363 t	t
	(これまでに実施した取組) 優良認定処理業者へ委託し、連携を取りながら最終処分を依頼している。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300	感染性廃棄物
	全処理委託量	48	t
	優良認定処理業者への処理委託量	48	t
	再生利用業者への処理委託量	0	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優良産廃処理業者認定制度を受けた業者と今後も契約を継続し感染性廃棄物の処理委託を依頼する。 ・信頼と環境に配慮した病院経営を行います。 		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	80.496	t
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子マニフェスト導入済み。 <p>※電子マニフェストで登録情報（運搬、処分、最終処分）の確認を行っている。</p>		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2025 年 6 月 26 日

尼崎市長 殿

提出者

住所 兵庫県尼崎市潮江1丁目3番43号

氏名 医療法人財団 ヒューマンメディカル
尼崎新都心病院
理事長 城 大介

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

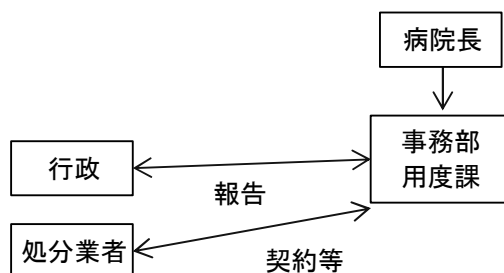
電話番号 06-6493-1210

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人財団ヒューマンメディカル 尼崎新都心病院
事業場の所在地	兵庫県尼崎市潮江1丁目3番43号
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	8311 一般病院
②事業の規模	資本金6,285,881円
③従業員数	310人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物→専用回収ボックス ↓ 一時保管場所→収集運搬業者 ↓ 処理業者(焼却)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	排出量	130.70 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし。コロナの患者が増え大量に感染性廃棄物がでるため抑制が厳しい状況である。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	排出量	130.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし。 コロナの患者が増え大量に感染性廃棄物がでるため抑制が厳しい状況である。できるだけ減らす為に努力します。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 鋭利な物や感染性が強い物はプラスチック容器に捨ててもらい、 そうでないものはダンボール容器に捨ててもらっている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) なし

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
(今後実施する予定の取組) なし			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	全処理委託量	130.70 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	130.70 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0.00 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	t
	(これまでに実施した取組) 優良認定処理業者へ処理を委託した。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	全処理委託量	130.00 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	130.00 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0.00 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>引き続き、廃棄物の処理は優良認定処理業者へ委託する。</p>		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	130.70	t
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>特になし</p>		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 27日

尼崎市長 殿

提出者

住所 尼崎市東難波町二丁目17番77号

氏名 兵庫県立尼崎総合医療センター
院長 大嶋 勇成

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6480-7000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	兵庫県立尼崎総合医療センター
事業場の所在地	尼崎市東難波町二丁目17番77号
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	8311 一般病院
②事業の規模	病床数 730床
③従業員数	2,291人 (令和7年3月末時点)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染性廃棄物 収集運搬委託 ⇒ 処理委託 (中間: 焼却) ⇒ 処理委託 (最終: 埋立) ・ 廃油 収集運搬委託 ⇒ 処理委託 (混練) ⇒ 再資源化処理を行い補助燃料として再利用

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

院長
↓ (指定)
特別管理産業廃棄物管理者 (副院長)
↓ (指導)
取扱責任者 (指導)
・病棟看護師長 → 病棟職員
・手術室看護師長 → 手術室・中材職員
・外来看護師長 → 外来職員
・検査技師長 → 検査室職員
・放射線技師長 → 放射線科職員

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (令和 6 年度) 実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	7000 引火性廃油	7100 強酸
	排出量	1313.605 t	0.882 t	0.001 t
	(これまでに実施した取組) ・一般廃棄物との分別について、引き続き押し進めている。 ・新型コロナウイルス対応時の対策見直しによる防護衣等の廃棄減少により、感染性廃棄物の排出量が減少した。			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	7000 引火性廃油	7100 強酸
	排出量	1313.605 t	0.882 t	0.001 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、分別の推進及び個々の排出量縮減を進めていく。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性医療廃棄物、廃油 (引火性)、廃試薬の3種類に分別している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 同上

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	7000 引火性廃油	7100 強酸
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t	— t
	(これまでに実施した取組)			
—				
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	7000 引火性廃油	7100 強酸
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)			
—				

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	7000 引火性廃油	7100 強酸
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t	— t
(これまでに実施した取組)				
—				
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	7000 引火性廃油	7100 強酸
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t	— t
(今後実施する予定の取組)				
—				

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	7000 引火性廃油	7100 強酸
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t	— t
	(これまでに実施した取組)			
—				
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	7000 引火性廃油	7100 強酸
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)			
—				

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	7000 引火性廃油	7100 強酸
	全処理委託量	1313.605 t	0.882 t	0.001 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1313.605 t	0.882 t	0.001 t
	再生利用業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t	0.000 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t	0.000 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物との分別について、引き続き推し進めている。 ・新型コロナウイルス対応時の対策見直しによる防護衣等の廃棄減少により、感染性廃棄物の排出量が減少した。 ・特別管理産業廃棄物は、優良認定処理業者に処理委託済。 				

②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	7000 引火性廃油	7100 強酸
	全処理委託量	1313.605 t	0.882 t	0.001 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1313.605 t	0.882 t	0.001 t
	再生利用業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t	0.000 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t	0.000 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t	0.000 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、分別の推進及び個々の排出量縮減を進めていく。 優良認定処理業者に処理委託する予定。 				
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 6 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	1314.49 t		
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェスト導入済			
※事務処理欄				

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 17日

尼崎市長 殿

提出者

住所 尼崎市稲葉荘3丁目1番69号

氏名 独立行政法人労働者健康安全機構
関西労災病院 院長 竹原 徹郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 (06) 6416-1221

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	独立行政法人労働者健康安全機構 関西労災病院
--------	------------------------

事業場の所在地	兵庫県尼崎市稲葉荘3丁目1番69号
---------	-------------------

計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
------	---------------------

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	7311 医療業
②事業の規模	病床数642床
③従業員数	1,315人 (令和7年6月1日現在)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	7000 引火性廃油
	排出量	1576.61 t	1.98 t
	(これまでに実施した取組) 院内感染防止の為に、ディスポ製品の使用が増加傾向にあるが、医療事故防止、感染防止に支障がないように努めてきた。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	7000 引火性廃油
	排出量	1550.00 t	1.80 t
	(今後実施する予定の取組) 今後も院内感染防止の為に、ディスポ製品の使用増加、感染性廃棄物の増加が予想されるが、医療事故防止、感染防止に支障がないように抑制に努める。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染予防については、感染対策委員会で、毎月検討している。感染物を入れる容器の前に色分けした分別表を掲示するなどして、適正な処理を徹底している。また、新規採用者に対して、オリエンテーションを実施し、廃棄物の分別処理教育を徹底している。 なお、廃棄物の容器は、医療現場で必ず蓋をすることにより、清掃業者が、廃棄物の収集・運搬時に感染しないように予防し、清掃業者に絶対に蓋を開けないように指導を徹底している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 当面は、問題なく処理出来ている為、現状どおりに分別するが、随時感染対策委員会で見直しを検討する。また、職員教育も現在随時行っているが、さらに積極的に充実させていく。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	7000 引火性廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	7000 引火性廃油
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	7000 引火性廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	7000 引火性廃油
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	7000 引火性廃油
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	7000 引火性廃油
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	7000 引火性廃油
	全処理委託量	1576.61 t	1.98 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1576.61 t	1.98 t
	再生利用業者への処理委託量	0.00 t	0.27 t
	認定熱回収業者への処理委託量	134.15 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1401.81 t	1.98 t
(これまでに実施した取組) 感染性廃棄物の積み残しがないよう、現場の意見を聞き、運搬車の増便、大型の運搬車の依頼をする等、運搬業者との調整を行った。			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	7000 引火性廃油
	全処理委託量	1550.00 t	1.80 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1550.00 t	0.00 t
	再生利用業者への処理委託量	0.00 t	0.25 t
	認定熱回収業者への処理委託量	130.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1350.00 t	1.80 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>委託処理業者が適切に処理をしているか、コロナが5類に移行する前を除いて、毎年現場にて確認をしているが、これからも行う。</p>		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	1578.59	t
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>令和2年度より電子マニフェストに移行</p>		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

1 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

別紙1

管理項目		処理の概要
分別		液状又はでい状物(血液、組織、器官等) 固形状物(血液付着ガーゼ、血液付着注射筒等) 鋭利なもの(注射針、メス等)
梱包		プラスチック容器(液状又はでい状物、固形状物、鋭利なもの)
表示		プラスチック容器(バイオハザードマーク:黄色)
施設内中間処理		中間処理方法:血液が付着した鋭利なもの(高圧蒸気滅菌)
委託処理等	院内の清掃	(株)加藤均総合事務所
	収集・運搬	(株)大栄環境
	中間処理	(株)大栄環境
	最終処分	(株)大栄環境 三重中央環境(株)

緊急時の連絡体制

(令和7年4月1日改正)

別紙2

